

○財務省告示第二百二十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年六月十一日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年七月六日

財務大臣 野田 佳彦

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第三十
二回）
- 二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条
第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）
- 三 振替法の適用
- 四 発行方法
- 五 募入決定の
イ 方法 各申込みのうち応募価格の高い
価格競争

七										六										
イ					ロ					イ					ロ					
特別参加	国債市場	入札発行	価格競争	払込金額	行争入札発行	非価格競争	者・第I	特別参加	国債市場	入札発行	価格競争	行争額	行争額	行争額	行争額	行争額	行争額	行争額	行争額	行争額
円	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
百	三	七	七	七	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
十	二	五	五	五	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億
億	五	十	十	十	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千
千	三	六	六	六	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億
百	六	十	十	十	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億
十	四	万	万	万	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億
万																				

もこのからその応募額を順次割り
 当てる。各の応募
 限度額を範囲内において各申
 込みに応募額を割り当てる。

額面金額で五千四百九十億円

計に三億三千二百六十万
 項の規定に基づき発行した利付
 国債に七億八千九百五十
 千円、同法第六十二条の
 万円の基に、第六十二条の
 規定に基づき発行した利付
 に七億八千九百五十万円の
 特別会計に関する法律第四
 条第一項の規定に基づき発
 行した利付国債の

五十七億五千三百六十四万
 五十七億五千三百六十四万
 五十七億五千三百六十四万
 五十七億五千三百六十四万
 五十七億五千三百六十四万

十十
三二

十十
イ一
ロ

九 八

振 額 最
替 単 位

行 争 非 者
入 価 ・ 第
札 格 I
発 競 I

の 経 利 行 争 非 者 特 国 入 価 発 発
払 過 入 札 格 第 参 債 札 格 行 行
込 利 札 格 競 I 加 場 行 争 格 日
み 子 率 発 競 I

五
万
円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額金と

す。整数倍の金額によるものと

平成十二年六月十一日
額面金額の総額
三 額 銭 額 平
銭 面 金 額 成
百 円 所 円 二
円 づ づ 十
に づ づ 年
つ づ づ 六
き 百 四 月
百 四 円 十
四 円 十
十

年二・三パーセント
は、募入決定の通知を受けたる者

式に、よる規定する。期日に払い
式に、よる規定する。期日に払い
式に、よる規定する。期日に払い

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.3 \times \frac{83}{100}}{365}$$

(二)

に、係る行時において、その子
に、係る行時において、その子
に、係る行時において、その子

